

事業主向け

給付 (もらえる)	売上が 50%以上減少 した場合	持続化給付金	対象：売上が前年同月比で 50%以上減少している事業主 給付額：中小 上限 200 万円 、個人事業者 上限 100 万円	持続化給付金事業コールセンター 8:30-19:00 (5・6月毎日) 直通 0120-115-570 /IP電話 03-6831-0613
	売上が 30%以上50%未満減少 した場合		法人： 上限 50 万円 、個人事業者等： 上限 25 万円 国の「持続化給付金」の対象とならない売上 30 ～ 50%減の事業主	福岡県持続化緊急支援金相談窓口 9:00-17:00 (5月中は土日祝含む) 0570-094-894
	雇用の維持を図るための 休業手当に 対して補償		対象労働者： 1 人 1 日 8,330 円上限 助成率： 中小企業 9/10 大企業 3/4 休業補償 6 割を超える部分は 10/10 助成	福岡労働局「福岡助成金センター」 8:30-17:15 (土日祝除く) 092-411-4701
	学校等休業 による補償 (雇用労働者向け フリーランス向け)		対象：小学校等休校で有給休暇を取得した労働者 / 休業したフリーランス 助成額： 上限 1 日当たり 8,330 円 / 1 日当たり 4,100 円 (定額)	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 9:00-21:00 (土日祝含む) 0120-60-3999
	新たな取組を始める事業主 への支援		対象：売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 (例) デリバリー・テイクアウト等 給付額： 上限 50 万円 補助率 3/4 ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援。	福岡県新事業支援課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3449
	テレワークを実施する企業 を支援		対象：売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 国の「IT 導入補助金」に 上乘せ 国の補助率： 2/3→国 + 県の補助率 3/4	福岡県中小企業振興課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3425
貸付 (かりる)	休業・時短 の協力店舗への家賃を支援	市 独自 休業・時短要請への協力店舗等への支援	緊急事態宣言に基づき、福岡県から出された休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業した飲食店などの店舗の賃料の 8 割を支給。 4/7 ～ 5/6 はまでの分は 上限 50 万円 、5/7 ～ 5/31 までの分は 上限 30 万円	福岡市 店舗等への家賃支援 お問い合わせダイヤル 092-401-0019 ※今後、番号が変更となる予定。市のHPなどでご確認ください。
	医療機関及び医療関係者 を支援	市 独自 医療機関及び医療関係者への特別給付金	対象：市内医療機関 給付額： 40 万円～600 万円 (規模による) 対象：新型コロナ患者の入院受入医療機関 給付額：受入患者福岡市民 1 名につき 30 万円	福岡市福祉局地域医療課 092-711-4264
	介護・保育関係職員 への支援	市 独自 介護・保育関係職員への特別給付金	対象：保育所、高齢者・障がい者施設等 給付金：介護施設等 1 施設当たり 15 万円～150 万円 (規模等による) 保育施設等 1 施設当たり 上限 60 万円 (規模等による)	○福岡市高齢者社会部事業者指導課 092-711-4257 ○福岡市障がい者部障がい福祉課 092-711-4249 ○福岡市こども未来局指導監査課 092-711-4262 ※児童福祉・認可外保育等は別途お問い合わせください。
資金繰りのため 融資を受けたい		新型コロナウイルス感染症特別貸付	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.36% 金利引下げ (3 年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 中小企業事業 3 億円 (金利引下げ・利子補給の限度額 1 億円)、 国民生活事業 6 千万円 (金利引下げ・利子補給の限度額 3 千万円) 融資期間：設備資金 20 年以内 (据置 5 年以内)、運転資金 15 年以内 (据置 5 年以内)	日本政策金融公庫 9:00-15:00 (土日祝除く) 福岡支店 092-431-5296 (中小企業事業) 092-411-9111 (国民生活事業)
		新型コロナウイルス対策マル経融資	対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が 5%以上減少 融資利率： 1.21% 金利引下げ (3 年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額： 1 千万円 融資期間： 設備資金 10 年以内 (据置 4 年以内)、運転資金 7 年以内 (据置 3 年以内)	
		セーフティーネット保証 (4号・5号) 危機関連保証	返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上 15%以上減： 100%保証 、5%以上減： 80%保証 ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。	○取引のある金融機関 ○福岡県信用保証協会 0120-112-249 9:00-17:00 土日祝は 092-415-2604
		県 独自 福岡県制度融資「新型コロナ ウイルス感染症対応資金」	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 実質無利子 (3 年経過後は 1.3%) (売上が 15% (個人事業主は 5%) 以上減少した方) 保証料率： 0% (売上が 15% (個人事業主は 5%) 以上減少した方) 限度額： 3 千万円以内 融資期間： 10 年以内 (据置 5 年以内)	福岡県庁新型コロナ経営相談窓口 9:00-17:00 (土日祝含む) 0120-567-179
		県 独自 福岡県制度融資 「緊急経済対策資金」	対象要件： 売上高が 5%以上減少 融資利率： 1.3% 保証料率： 0% (売上が 15%以上減少した方) 限度額： 1 億円以内 融資期間： 10 年以内 (据置 2 年以内)	○取扱金融機関 ○各地区商工会議所・商工会
猶予・減免 (おしな) (うしな)	収入が減少したので 税の減免 をしたい	固定資産税・都市計画税減免制度	対象：2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率 減免率： 30%～ 50%未満 1/2 50%以上 全額	各市区町村役場担当部署
	社会保険料の支払い ができない	健康保険料 厚生年金保険料猶予制度	事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される	健康保険協会・日本年金機構

個人向け

給付 (もらえる)	すべての方へ向け	特別定額給付金	一律1人10万円を給付	※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人。 ※DV被害者への救済措置もあります。	福岡市特別定額給付金相談ダイヤル 9:00-17:00(土日祝含む) 092-711-4301
	子育て世帯向け	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者に対して、子ども1人当たり1万円を給付 (手続き不要、所得制限あり、6月以降随時支給予定)		福岡市各区担当部署
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	住居確保給付金	対象：離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額：家賃相当額 2人世帯：上限43,000円/3~5人世帯：上限47,000円 ※6人世帯以上は窓口にお問合わせください。 支払期間：原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)		福岡市生活自立支援センター 9:00-17:00(土日祝除く) 0120-17-3456/092-732-1188
	家計が急変して学費が払えない	日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金	対象：大学・短大・高専・専修学校 支給額：月額5,900円~75,800円 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績、家計基準等で別途要件あり		○各在籍校の奨学金窓口 ○日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301
貸付 (かりる)	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	総合支援資金	単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 貸付期限：原則3ヶ月以内	無利子	福岡市社会福祉協議会 9:00-17:00(土日祝除く) 092-791-7266
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	緊急小口資金	10万円以内(ただし特に必要と認められた場合は20万円以内) 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内		
猶予(のばす) 減免(へらす)	税金が支払えない	税の徴収猶予「特例制度」	対象：納税者・特別徴収義務者：2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象		各区役所納税課又は財政局特別滞納整理課
	公営住宅の家賃が払えない	公営住宅家賃減免・猶予制度	対象者：新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により収入が著しく減少した者 減免額：世帯・収入の状況に応じて審査のうえ決定 ※県営住宅は別途窓口にお問合わせください。		福岡市住宅供給公社 092-271-2562 福岡県住宅供給公社 092-713-1683
	国民健康保険の支払いが難しい	国民健康保険軽減・減免措置	軽減：会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与所得を30/100として計算 減免：新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡等の世帯など		福岡市各区役所 保険年金課
	家計が急変して奨学金返済ができない	日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予	猶予期間：1年毎に申請 通算10年まで 収入条件：直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ。		日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。
●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口（福岡県各地区労働者支援事務所）8:30~17:15(土日祝除く) 092-735-6149

号外

自宅待機や失業、休校等によって、
家庭内の暴力が発生しやすくなっています。

DV相談+
メール24時間受付 電話 0120-279-889

児童相談・児童虐待
全国共通ダイヤル 189

影響を受ける事業者の皆様へ支援メニューに
関する情報をお届けします

LINE 公式アカウント
「経済産業省
新型コロナ 事業者サポート」
LINE ID: @meti_chusho

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

LINE公式アカウント
福岡 新型コロナ対策
パーソナルサポート

友だち追加

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル
帰国者・接触者
相談センター 電話 092-711-4126
(24時間対応)

福岡県議会議員
(福岡市早良区) 後藤香織

後藤香織 県政事務所
〒814-0022 福岡市早良区原3丁目17-38
五十三萬石ビル 2F
TEL 092-832-6807 FAX 092-832-6808
HP <https://www.gotokaori.com>